

- (2)利用者本位のサービス体系に再編
- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離

あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設

- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

- (3)新たな就労支援事業を創設
- 就労支援の抜本的強化
- 雇用施策との連携を強化

- (4)支給決定の透明化、明確化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

- (5)安定的な財源の確保
- 国の費用負担の責任を強化（費用の1/2を負担）
- 利用者も応分の費用を負担（皆で支える仕組み）

Ⅲ 障害者総合支援法について

〈障害者総合福祉法の6つのポイント〉

- 1. 障害のない市民との平等と公平
- 2. 谷間や空白の解消

- 3. 格差の是正
- 4. 放置できない社会問題の解決
- 5. 本人のニーズにあった支援サービス
- 6. 安定した予算の確保

〈障害者総合支援法の概要〉

- ① 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

- 制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であった政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

- ② 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態にに応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害

者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

- 「障害程度区分」を「障害支援区

分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態にに応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。

- ③ 障害者に対する支援

- (1)重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- (2)共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- (3)地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）

- (4)地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

- ④ サービス基盤の計画的整備

- (1)障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項



及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

- (2)基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

- (3)市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

- (4)自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化